

若葉保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称・事業所番号	社会福祉法人八波会 ・ 3521201000074
事業者の所在地	山口県柳井市柳井4395番地1
事業者の電話番号・FAX	TEL 0820-22-1178 FAX 0820-24-2278
代表者の氏名	理事長 川村達也
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 (イ) 保育所 若葉保育園の経営 (ロ) 一時預かり事業の経営 (ハ) 地域子育て支援拠点事業の経営 (ニ) 放課後児童健全育成事業の経営

2 施設の概要

種 別	保育所					
名称・事業所番号	若葉保育園 ・ 3521151000223					
所 在 地	山口県柳井市柳井4395番地1					
電話番号・FAX	TEL 0820-22-1178 FAX 0820-24-2278					
施設長氏名	園長 宗里照美					
開設年月日	昭和27年4月(法人認可 平成10年5月)					
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	10人	12人	12人	12人	12人	12人
取扱う特別保育事業	乳児保育 障害児保育 延長保育 一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業 放課後児童健全育成事業					

3 施設・設備の概要

敷地面積	1123.86㎡				
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート2階建て 付属倉庫29.7㎡			
	延床面積	1028.13㎡ (1F502.01㎡ 2F526.12㎡)			
保育設備の数と面積	0～1歳児保育室	3室	114.94㎡ (ほふくコーナー含む)		
	2～5歳児保育室	5室	282.73㎡		
	遊 戯 室	1室	183.62㎡ (ステージ含む)		
	幼児用トイレ	2カ所	40.74㎡	大便器 8個+大人用 4個 小便器 11個	
	沐浴・トイレ	1カ所	12.25㎡		
それ以外の設備	調 乳 室	1室	2.64㎡		
	洗 濯 室	1室	2.64㎡		
	調 理 室	2室	39.28㎡ (2F配膳室 5.87㎡含む)		
	学 童 保 育 室	1室	49.88㎡		

それ以外の施設	子育て支援室	1室	89.93㎡
	医務室兼休憩室	1室	12.10㎡
	事務室	1室	26.95㎡
	会議室	1室	16.15㎡
	園舎内倉庫	1室	16.31㎡
	園舎外トイレ	1カ所	5.30㎡
	園舎外倉庫	1カ所	24.45㎡
設備の種類		冷暖房機、オゾン噴霧装置、除菌手洗い機、ユニットプール等	
屋外遊戯場		1327.93㎡	

4 施設の目的、運営方針

目的	児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと。
運営方針	<p>(1) 生活リズムを整え、主体的に物事に取り組める子を育てる。</p> <p>(2) よく見る、よく聞く、よく考える保育で子どもの感性を育てる。</p> <p>(3) 食育と体育で心と身体を育てる。</p> <p>(4) 子供の自立を目指し、保護者や地域と協力して生きる力を育てる。</p>

5 職員体制 R6.4.1 現在

園長	1人
主任保育士	1人
副・準副主任保育士	各1人
保育士	15人（非常勤：7人）
指導員	4人（非常勤：2人）
保育補助	4人（非常勤：4人）
事務員	1人
栄養士	2人（非常勤：1人）
調理員	2人（非常勤：2人）

6 提供する保育時間等

提供する曜日	月曜日～土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7時00分～午後 6時00分（11時間）
	保育短時間	午前 8時30分～午後 4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：午後 6時00分～午後 7時00分
	保育短時間	朝：午前 7時00分～午前 8時30分 夕：午後 4時30分～午後 7時00分
開所時間	月曜日～金曜日	午前 7時00分～午後 7時00分
	土曜日	午前 7時00分～午後 6時00分
休業日	日曜・祝日 園長が必要と認めた日（災害・感染症等を含む）	
	年末・年始（12月31日～1月3日）	

7 利用料金・納入方法

保育料（利用者負担）		・国の基準に準拠した柳井市の基準により保育料は決定されます。 （三歳以上児は、無償化に伴い保育料は掛かりません。兄弟で保育園に、入園される場合は保育料を軽減する軽減措置が採られています）	
保育料納入方法		・口座振替納入か保育園への現金納入の2通りとなります。 ・口座振替納入の場合は、預金口座振替依頼書に必要事項記入し、保護者の口座のある金融機関で手続きをして下さい。 ・保育園に現金納入される場合は、毎月中旬に集金袋を配布しますので25日までに納入して下さい。	
保育料以外の経費	副食費	年少以上児の免除者以外の副食費として 毎月4,800円	
	主食費	年少以上児の主食費として 毎月1,000円 土曜日利用1回50円	
	延長保育料	柳井市では短時間認定の方が、午後4時30分以後の延長保育を必要とされた場合 その都度100円徴収	
	保護者会費	1年間の園行事にかかる経費として、 毎月300円	
	卒園・進級記念品代	年長	毎月250円
		その他のクラス	毎月50円
個人絵本代	毎月の絵本の購入経費として 毎月400円程度		
経費の納入方法	延長保育料	その都度請求させていただきます。	
	その他	集金袋を月末に配布しますので、翌月5日までに納入して下さい。	

8 提供する保育・教育の内容

家庭的な雰囲気の中で、自主性、社会性、創造性を培い、あかるくやさしく、そしてたくましい、子どもを育成します。そのために、年齢に即応した全体の計画にもとづき保育を実施します。

<年間行事（子どもさんの春夏秋冬）>

月	行事内容	
4月	入園式、保護者・担任個人懇談会	
5月	ふれあい参観日・春の遠足	5月
6月	防災総合訓練	6月
7月	プール開き、	7月
8月	お泊り保育(年長のみ)	8月
9月	なごみ交流会	
10月	親子運動会(初旬、土曜日)	10月
11月	秋の遠足・防火総合訓練	11月
12月	発表会・餅つき	12月
1月	育児講座・なわとび大会	1月
2月	作品展・個人懇談(3歳児未満)	
3月	仮入園・クラス懇談(年長・中・少)・お別れ会・卒園式・修了式	

※この他、毎月定例で行う行事等もあります。詳しくは別冊“ご利用にあたって”をご覧ください。

詳しい予定は、4月初旬に出る年間行事予定表をご覧ください。

<毎日の保育の流れ>

時間	【0, 1, 2歳児】	【3, 4, 5歳児】
7:00	開園 保育標準時間 開始 順次登園	開園 保育標準時間 開始 順次登園
	自由遊び	自由遊び
8:30	保育短時間 開始 順次登園	保育短時間 開始 順次登園
9:00	体操・散歩	体操・固定遊具遊び・散歩
9:30	間食	朝の集い
10:00	主な活動	主な活動
11:00	昼食（0・1・2歳、年齢に応じ昼食開始）	
12:00		昼食
12:30	昼寝（0・1・2歳、年齢に応じ午睡開始）	
13:00		主な活動（夏場・昼寝）
15:00	間食	間食
16:00	自由遊び	自由遊び
16:30	保育短時間終了	保育短時間終了
	（順次降園・自由遊び）	（順次降園・自由遊び）
18:00	保育標準時間終了	保育標準時間終了
	延長保育	延長保育
19:00	閉園	閉園

<クラス編成・クラス名・保育計画（年間）>

年齢	クラス名	保育計画
0歳児	夢組	個々の生活リズムを整え、基本的な生活習慣を養う
1歳児	華組	安心できる保育環境の中で、自分でしようとする気持ちが芽生える
2歳児	虹組	友達への関心が十分に育ち、つながりを持つようにする
3歳児	風組	友達と遊ぶ中で自分のしたいこと言いたいことを言葉や行動で表現する
4歳児	星組	友達と遊びながら、繋がりを広げ集団として行動できるようになる
5歳児	空組	目標に向かい力を合わせて活動し、達成感や充実感をみんなで味わう

9 給食等について

年齢	内容	提供内容			保育園での摂取割合 （一日の摂取カロリー）	
		午前間食	給食			午後間食
			主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(940 kcal) 50%	
1歳児	○	○	○	○		
2歳児	○	○	○	○		
3歳児		○	○	○	(1275 kcal) 45%	
4歳児		○	○	○		
5歳児		○	○	○		

<給食の提供にあたって>

・当園は自園調理です。・給食献立表は毎月作製してお渡しします。・アレルギー等特別な配慮が必要な方は、個別にご相談下さい。アレルギー等対応食を提供する場合には、医師による生活管理指導表が必要になります。

10 保護者に用意していただくもの

年齢によって違いますので、詳しくは別冊“ご利用にあたって”にてお知らせします。

11 登園・降園について

- ・園は原則送迎をしません。保護者の責任において送迎をお願いします。・原則午前8時50分までに登園して下さい。欠席、遅刻される場合は午前9時までに連絡をお願いします。・早退、降園方法、また送迎者が変わる場合は、平日は午後3時30分までに。土曜日は午後12時までにご連絡をお願いします。連絡がない場合はお渡しできないことがあります。
- ・登降園された、される場合はルクミーで登録をして下さい。詳しくは別冊“ご利用にあたって”にてお知らせしています。

12 保育園と保護者の連携について

家庭との連携を密にして保育を行いたいと思います。心配なこと、分からないことはいつでも担任、職員にお尋ね下さい。気になる事や連絡は、連絡ノートの活用も有効だと思います。お子さんの体調等確認をされ、気になる事は必ずお知らせ下さい。健康チェックシートを毎日ご提出下さい。

13 嘱託医・嘱託歯科医 以下の医師・歯科医と嘱託契約をしています。

嘱託医（内科）		嘱託歯科医	
医療機関の名称	政井医院	医療機関の名称	上田歯科医院
医 院 長 名	前濱修爾 先生	医 院 長 名	上田真三 先生
所 在 地	柳井市柳井5033-2	所 在 地	柳井市柳井津428
電 話 番 号	0820-22-1068	電 話 番 号	0820-22-1104

14 緊急時における対応

保育中に、園児の健康状態の急変、その他の緊急事態が生じた時は、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。病院に行く場合は、基本的に保護者に連れて行ってもらいます。保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

災害等の緊急事態が起こった場合は、ルクミーや電話で連絡をさせていただきます。緊急連絡先に、変更があった場合は速やかにご連絡下さい。

<緊急時の避難場所>

災害の種類	避難場所
火 災	園庭又は駐車場（火災発生場所によって変化）
地 震	園庭の中央
洪水・土砂崩れ・津波	園舎2F プレイルーム

<近隣の緊急連絡先>

管轄する消防署	管轄する警察署
柳井広域柳井消防署	柳井警察署
柳井市南町5-4-1 TEL0820-23-7775	柳井市南町2-4-18 TEL0820-23-0110

15 「苦情申し出窓口」の設置について

当園では利用者からの苦情に適切に対応するべく「苦情申し出窓口」を設置しております。

詳しくは、別冊“ご利用にあたって”をご覧ください。

16 「虐待防止の為の措置」

当園では、利用子どもの人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。詳しくは、別冊“ご利用にあたって”をご覧ください。